

外資局特別情報 第百號

昭和二十年十二月六日  
外資局

英國ニ於ケル銀行國有乃至國營化策

第一部 勞働黨ノ重要産業國有化及英蘭銀行國有化策

目次

第一章 緒論

第一 英國ニ於ケル銀行國有乃至國營化論者

第二 銀行國有乃至國營化ノ現狀

第三 勞働黨ノ重要産業國有化策

一 勞働黨内閣ノ出現ト其ノ意義

二 勞働黨内閣ノ重要産業國有化論

三 現在及將來ニ於ケル國有化ノ範圍及速度

四 批判及策士ノ態度

一頁  
二  
四  
四  
三  
一七





五	國有化ニ對スル補償方法	二四
第二章	勞働黨從來ノ通債政策	二七
第一	通債政策ノ前提タル金融機關ノ國有乃至國管化	二七
第二	通債政策	二八
第三章	英蘭銀行ノ國有化策	三四
第一	理由	三四
第二	國有化方法	三八
一	情報	三八
二	「英蘭銀行國有化ニ關スル首相ノ覺書及附則」	四〇
三	「ヒエー・タルトン博士（現藏相）ノ從來ノ主張」	四三
第三	批判	四七
一	エゴノミスト誌ノ論評	四七
二	金融界ノ批判（フィナンシャル・タイムズ紙）	四九
三	金融界ノ反響（タイムズ紙）	五一



第一章 緒論

第一 英國ニ於ケル銀行國有乃至國營論者

一 社會主義者主トシテ英國労働黨

(イ) 此等ノ者ハ概来久シキニ亙リ英蘭銀行ノ國有化ノミナラズ、一般

商業銀行其ノ他凡ユル金融機關ノ國營化乃至社會化ヲ主張ス。

「備考」文獻トシテハ

*Bank Finance*

重ンセラルル由。其ノ他一九三二

年労働黨年次大會報告及一九三一年マクミラン委員会 (一九三

九年社命) 報告 (調査月報第ニ十二卷第一號) アリ。(東京銀

行集會所編、英國ニ於ケル銀行會社論ハ後着)

(ロ) 有力ナル主張者

多ク労働黨内ニ在リテ同黨ノ全國執行委員及政策委員會委員トシ

テ財政金融産業ノ急進的改革論者タリシ *Hugh Dalton* 博士

現在労働黨内閣大臣(其ノ他 *John Lambert, G. H. Cole*)



等ナリ。

(備考) 文獻トシテハ次ノモノ重ンゼラルル由。

*Anglo-Dutch, Practical Socialism for Britain, 1935*  
*John Maynard: Labor's Way to Central Finance, 1932*  
*(T. D. H. Cole: What Everybody wants to know about money, 1933. (pp. 71, 81) The Socialization of Banking.*

(二) 非<sup>社会</sup>主義者又ハ反社会主義者

此等ノ者ハ中央銀行ノ国有化乃至國營化即チ公的<sup>社会</sup>所有乃至公的支配ヲ主張スルモ、一破<sup>社会</sup>商業銀行其ノ他ノ金融機關ニツキテハ頑強ニ反對ス。金融界亦然リ。

第二 銀行国有乃至國營化策ノ現段階

(一) 本年五月一日執行ノ第三十八議會ヲ構成スルニキ總選舉ニ當リ、労働黨、兵ノ國策中ニ重要政策(四部門)ノ国有化、共ニ英債銀行ノ國



有化ヲ含メタリ。

- (二) 労働黨ハ總選舉ノ結果(七月二十七日)圧倒的多数ヲ以テ第一黨ク  
ルノ地位ヲ獲得、同日労働黨領袖クレメント、アトレット英國首相ト  
ナリ、而シテ上記ヒュー、ダルトン博士藏相トナル。
- (三) 八月十五日英國国王ジョージ第六世、議會開院式ニ臨ミメツセシジ  
ヲ祭シタルカ、其ノ中ニ英蘭銀行國有化法案等ヲ政府ヨリ提出スベ  
キ旨祭言。

(四) 九月十五日英蘭銀行國有化法案英國下院ニ提出セラレ、同下審議中  
ノ模様。

(五) 斯ノ如ク労働黨内閣ノ銀行國有乃至國營化策ハ、同下トコロ英蘭  
銀行ノ國有化ニ由レリ。新議會ノ存續期間(五年)内ニハ、一般  
商業銀行等ノ國營化策ハ具休化セラルルコトナカルベシト看テ居  
レリ。然レドモ本編ニハ一般商業銀行等ノ國營化策ヲモ取扱フ  
又労働黨ノ銀行業以外ノ重要産業國有化策ニモ言及ス。蓋シ銀行業  
國有乃至國營化策ノ一做ト廣キ範圍ヨリ考察スルヲ得レバトス。



第三

勞働黨ノ重要産業國有化策

一、勞働黨ハ閣出現ト其ノ意義

(一) 總選舉ニ於ケル勞働黨ノ壓倒的勝利ハ戰後ニ於ケル全政潮ノ政略

的左傾ノ一反映タルノ意義ヲ有ストセラル。

(二) 先ツ總選舉ノ最終結果(七月二十七日発表)ヲ見ルニ左ノ如シ

議席

投票數

勞働黨 三九〇 一、九六二、〇〇〇

保守黨 一九五 九、〇一八、〇〇〇

自由國民黨 一四〇 七、七六〇、〇〇〇

自由黨 一〇〇 二、二八〇、〇〇〇

獨立獨勞黨 三〇 四、七〇〇、〇〇〇

共產黨 二〇 一、〇二〇、〇〇〇

聯邦黨 一〇 一、〇〇〇、〇〇〇

兵部所屬 一〇 五、四五〇、〇〇〇

一、總選舉

前回ノ一九三五年ヨリ十年以來ノ最初



ナリ。此ノ十年間殊ニ戦時中ニ於テ変化シタリト着ラルル英國  
民ノ政治的意思が今回ノ總選挙ノ結果ニ現ハレタリト着ルハ至  
當ナリ。

(ハ) 七月二十六日、アトレンハ、労働党が下院ニ明確ナル過半数ヲ  
制シタルハ英國史上今回が最初ナリト述フ (同電ニ〇、七、二八)

(ニ) 七月二十七日、デーリト、ヘラルド紙記者ノ報道ニ依レバ、英  
軍將兵違ハ労働党勝利ノ報ヲ熱狂的ニ歡迎、或ル兵士ハ「吾々

ノ八〇%ハ労働党ニ投票セリ」ト語レリ (同電ニ〇、七、三一)

(ホ) 尚ホ、ロイター通信社整理部長シドニー・メーソン氏ハ七月二十  
七日派ノ通り述フ (同電ニ〇、八、一四)

の深刻ナル住宅不足ヲ伴ハケル徹底的政策、炭坑業、製鉄、綿  
業、交通等ノ基本約工業ノ國有化ノ綱領ニ依リ、労働党ハ劃  
的勝利ヲ確保セリ。

總選挙ノ背後ニ、英國民が無拘束ナル競争ヲ止メテ新工業ノ  
公的統制ヲ要望シ、住宅、燃料、食料、衣類其ノ他戰争



ノ間多量不足ヲ忍ビタル物質ヲ、平時ニハ何人ニモヨリ行渡  
ルヤウ内政上ノ處理ヲ待望シ居タル事實アリ。

(c) 今度ノ總選舉ニ於テ見落スベカラザルコトハ、下院議員六百  
四十名中、共產黨員が二名ニ過ザレルコトナリ。斯ル奇異ナ  
ル事態ハ歐洲何レノ國ニモ起リ得ザル所ナラム。即チ左傾カ  
如何ニ甚シキトモ、ソハ社會主義ノ轉向ニシテ極左ノモノ  
ニアラズ、云ク。

(d) 斯クテ英國民ハ計画的社會主義が節度ヲ以テ實施セラレ、國  
内ニ於テハ生産標準ノ引上げニ資シ、國外ニ於テハ「外交」ノ  
一貫性「ノ維持セラレルコトヲ期待シラレリ。

(二) 米國政界ニ於テハ、労働党内閣ノ出現ニ對シ、如キ觀測ヲ爲シタ  
リ。

即チ米國戰時情報局ノ發表ヲ見ルニ左ノ如シ (同電ニ。八一。六)  
米國ニハ英國労働黨ノ壓倒的勝利ヲ聞キ一驚ヲ蒙リ、左翼の傾  
向を以テ有テトナルニアラズヤト危懼シ居リ。此ノ点ハ、二エ



イヨーク株式市場ノ相場急落ニ端的ニ現ハレテリ。

(四) 總選舉ノ結果ハ歐利ニ於ケル一般ナリ左傾化ノ新タナル非

候ト見做サレ、コレニ依ツテ社会主義ハ大陸外ニモ波及スル

モノト考ヘラレ居レリ。

(ハ) 労働党勝利ノ心理的要因

(一) 英國及ハ歐戰爭中、國民ノ結合セル戰爭努力カト犠牲トニ依リ

勝利ヲ可能ナラシムルニトヲ得ルト教ヘ込マレ来タルガ、

政綱戰後彼等ノ勝利ニ終リタル今日ニテハ、國民ハ戰前ニ

享受シタル以上ノ生活上ノ便益ヲ与ヘララルル權利アリト考

ヘ

(二) 其ノ権利ヲ實現スルニハ、傳統的ニ資本主義的傾向アル保

守党ヨリモ労働党ノ方がヨシト考ヘタリ。

(三) 外交政策

(一) 大ナル変化ナカルベシ。変化アリトスルハ對米ノ關係ノ一層

ノ緊密化ニシテ、特ニソ聯ニ對シテハ、勿レ勿ラス海峽

ニ



亦國內經濟政策

(a) 一六変化ヲ激進シ得。

(b) 其ノ結果ハ國際的ニモ多大ノ影響アルモノト激想サレ。

(c) 國內ノ急激ナル改革ノ公約ハ當然正常ナル國際自由貿易ト

相容レサルモノナリ。

(d) アトレノ企圖スル經濟改革ハ次ノ通り。

1. 株式ノ統制

2. 英國銀行ノ國有化

3. 農業保護並ニ食糧輸入統制ノ繼續

4. 完全產權及適正資金

5. 社會保險制度ノ拡張



以上綜合シテ諸外國ノ競争ニ對抗スル爲メ統制經濟機構ヲ形  
成スルガ、此ハ國內及帝國内ニ於テ保護的ニシテ且テ積極的  
ナル經濟政策ヲ行使スルコトニ依リ初メテ實現セラルベシ。  
以上英國經濟界ノ變動ヲ米國ノ側カラ見レバ、其ハ貿易關係  
ノ確立ト國際間ニ最モ自由ナル貿易ヲ齎スベキ關稅障壁ノ除  
去困難トナルコトヲ意味ス。

和更ニ勞働黨ノ國內資本移動ニ對スル統制ハ結局國際資本移動  
ノ統制及通貨操作ノ繼續的使用ヲ齎スモノナル故、ブレトン  
ウィツツ協定ノ效果發揮如何ハ頗ル危懼セララル。

三 勞働黨ノ重要産業國有化論

一 産業社會化ノ分量

勞働黨ノ主張ニ從ハバ、社會主義ハ遺憾ノモノニシテ、其ハ

*All or nothing*

ノ問題ニ於テ

*Less or more*

標題ナリ。



ロ) 或國が社會主義的トリヤ否ヤハ、程度ノ問題ニシテ、其ノ國ノ經濟生活上ニ於ケル社會化セラレタル分野 (socialized sector) ト私的分野 (private sector) トノ占ムル領域ノ大小ニ依リテ決定セラルベキナリ。

ハ) 此ノ社會化セラレタル分野ニ於テハ、何等カノ形式ニ於ケル公物所有、公的支配が支配的ニシテ私的利益ノ追求許容セラレズ。

ニ) 而シテ、議會ヲ通ジテ、此ノ社會化セラレタル分野ヲ漸次擴大強化する、完全ナル社會主義制度ニ到達セントス。

ホ) 従ツテ全産業組織ヲ一舉ニ社會化セントスルモノニアラス、又其ノ可能ヲ信ズルモノニモアラズ。種々ナル産業ヲ社會化スル過程ハ、可成ク長切ニ亘ルモノト思考シ居レリ。

(二) 産業社會化ノ順序

ハ) 先ヅ其ノ社會ニナリテ最打響ニシテ、他ノ生産要素ノ上ニ最廣汎ナル影響ヲ及ボスモノヲ、或ハ既ニ社會化ノ為準備



ル産業及サーヴィスから着手シ、漸次其ノ他ノ大規模企業  
ニ至ラントス

(B) 一般ノ社會主義者ハ産業及サーヴィスヲ

(a) 社會化ノ中要絶對的ナルモノ或ハ社會化ノ爲準備十分以レ

ルモノ

(b) 左程重要ナラザルカ或ハ餘リ統一サレザルノ故ヲ以テ未ダ

社會化ノ準備成ラザルモノ

(c) 「現在」ノ處ニテハ全然私人ニ委木置クモ差支ヘナキ比較

的 重要ナラザルモノ

一三ニ大別シ居レリ。

ハ而シテ労働力ハ先ツ (a)ニ属スル産業カテ社會化セザレバ、次

第ニ (b)ニ属スル産業ニモ及ボサントス。

一四ニ右二者ニ属スル産業ハ完全ニ社會化セザルハ、

一五ニ小企業及サーヴィスヲ社會化スルヤ否ヤニ依リテ

勞働者ハ其ノ必要ナシトノ見解ヲ懷キ居レリ。



ホ其ノ理由ハ、若シ一社會ノ産業制度ノ支配的分野カ社會化セ

ラルルナラバ、小産業ハ事實上此等社會化セラレタル産業ニ

完全ニ制約セラレ、自由ナル活動ヲ為シ得ヤルニ至ルベキ故、

其ノ經營ヲ殊更ニ社會化スル中要ナシトスルニ在リ。

（一）斯クテ労働党ガ今回ノ總選挙ニ當リテ、国有化主張ノ對敵ト

ナレルハ、右ノ(a)ニ屬スル産業ナリト吾人ハ看ルコトヲ得バ

シ。(後三参照)

(1) 銀行業モ亦右ノ(a)種ニ屬スルモノニシテ、而モ労働党ハ銀行

業ノ国有化ヲ、社会主義經濟建設ノ先決條件トシ、且ツ諸産

業社會化過程ノ最初期ニ属スルヲ要スト爲シ居レリ。(本章

第二参照)

(備考) (一) 労働黨ノ産業国有化計画ニツキテハ、セ

ニ、*Practical Socialism for Britain*

ヲ参照セバ可ナル也。

二 同書ヲ以テ国有化ノ範圍トセラレ得ル産業次



如シ、

(一) 電氣事業、(二) 鐵道等ノ運輸業、(三) 炭坑業及石炭乾溜業、  
 (四) 製鉄鋼業 (以上ハ労働党ノ所謂社會化準備) 既ニ充分ニ成  
 レルモノ、(五) 其ノ他造船業、重化学工業、綿業、保險業、  
 製粉業及食料品配給業等。

三、現在及將來ニ於ケル重要産業國有化ノ範圍及速度

(一) 現在

現在ニ於テ現出黨内閣ニ依リ國有化ノ決定セラレタルモノノ左

ニ五部附ナリ。

- (一) 鐵道業
- (二) 電氣業
- (三) 製鉄業
- (四) 鋼業



右ノうちハニツキテハ既ニ國有化法案下院ニ提出セラレタリ、  
 右五部門ノ國有化モ其マ、全部カ全部トモ實現トナリ得サ  
 ル可能性アリ。蓋シ複雑ナル製鋼業ノ國有化カ果シテ、現議  
 會ノ任期（五年）中ニ達成シ得ルヤ否ヤ疑問ニシテ、且ツ製  
 鋼業カ國有化ノ噂ニ脅ヘテ其ノ近代化計畫遂行ニ支障ヲ来ス  
 ヤキ結果ヲ招リハ、政府ノ恐ラク望ムトコロニ非ザルヤシ、

（同電ニ〇一〇ニナ）

ニ 將來

- イ 右五部門以外ノ産業ノ國有化ハ現議會ノ任期中ニハ行ハレザルベシトハ觀測有力ナリ。（同右）
- ロ 即チ労働院内閣カ選舉戰ニテ公約シタリハ右五部門ニ止リ、政府トシテ、現議會中ニ其レ以外ノ國有化ヲ拡大スベキ希望ハ受ケ居ラズト看ルヲ得ヤシ（同右）
- ハ 又、左五部門ノ外ニ國有化ヲ望ムル権限アリヤ否ヤヲ問フトシテ、現内閣トシテハ右五部門以外ニ之ヲ拡大スル意思



十キモノト観ラル。(同右)

(二) 恒シテ舉綱領ニハ鉄道ノ國有化トハ云ハズ運輸業ノ國有化ト

アリ、鉄道ト運送トニテハ概念上若干ノ混淆アルモ、政府ハ  
差當リ鉄道ノ國有化ヲ目指シ、道路、沿岸航路等ノ國有化ハ

現議會以後ニ提案セントシ居レリ。(同右)

亦五部門以外ノ産業部門ニツキテハ、現在マデノトコロ國有化  
ノ考ヘヨリモ、運営団体ノ考ヘノ方有カニシテ、該傾向ハ今

後五ヶ年ハ勿論、永久ニ続クモノト觀測セラル。(同右)

(ハ) 此ノ種ノ運営団体ハ既ニ棉業、陶器、ハ家具、靴等ノ

各部門ニ於テ形成セリ。国内及輸出市場ニ於テ競争力ヲ強  
化スヤキ能率増進ニ努メ居レリ。(同右)

(二) 英國國王ノ對議會メツセージ

倫敦來電ニ依レバ、英國王ゴージ六世ハ八月十五日議會開院

式ニ臨ミ同流ノメツセージヲ發シタルガ、右メツセージハ先ツ

戰後ニ於テ宣言シタル後、新方針ニ對シテ改方針ヲモ闡明



- リ、其ノウチ経済政策ニ関スル要旨次ノ通り、(同電ニ〇八一八)
- (一) 国内産業ヲ競争目的カラ平和目的ニ再転換シ、貿易ヲ擴張シ、  
 諸産業及勞務カ国民ノ福祉ニ対シ最大限ノ貢獻ヲナシウルヤ  
 此等ノモノニ対シ、適當ナル統制ヲ加ヘ乃至ハ此等ノ國有  
 化ヲ増強スル仕事ノ遂行ニ政府ハ努力スベシ。
- (二) 産痛ト國家的發展トヲ促進スル為ニ效果的ナル投資計画ヲ樹  
 ツル為ニ機關設置セラルベシ。
- (三) 即チ英蘭銀行ヲ國有化スル法案ヲ議會ニ提出スベシ。
- (四) 又採炭工業ヲ國有化スル法案モ上程セラルベシ。
- (五) 亦更ニ左ノ諸項目ニ関スル法案亦提出セラルベシ。
- (一) 戦争カラ平和ヘノ過渡期ニ於テ政府カ商工業資源ヲ使用シ  
 基本的補給品及勞力ノ配分及公正ナル價格ヲ維持セル權利  
 ラ確保スル為ニ必要ナル法案。
- (二) 公共目的ノ為ニ土地獲得手續ヲ改善シ或ハ國家ノ利益ニ則  
 スルヤ土地利用ヲ計ル計画ニ關聯スル補償及土地價格騰



貴ニ関スル法案。

(c) 總罷業ヲ禁止スル現行労働會議及労働組合法ヲ撤廢スル法案。

(d) 農業生産能率ヲ改良セシメ戰時ノ農業政策ヲ適當ニ修正シテ續行スル爲メ法案。

(e) 空中輸送組織ノ再組織ニ関スル法案等。

四國有化案ニ對スル批判及業者ノ態度

英蘭銀行國有化ニ付キテハ後述シ、他ノ四産業ニ付キテ見ルニ、

一 贊成的ナルモノ、

七月十八日付デーリー・ヘラルド紙社説ニ曰リ。(同電ニ。六二四)

總選舉後ニ、儼然トシテ残り居ルモノハ、英國民ノ當面スル苛

酷ナル以下ノ二業上ノ諸事實ナリトシテ、之等産業ノ國有化ヲ

主張ス。

小石炭業



(a) 英國が大國たり得ルヤ否ヤハ英國ノ石炭生産力如何ニヨリテ定ル。

(b) 石炭ハ坑夫ナシニ生産シ得ザルガ事實ナルニ、私的企業制ニテハ坑夫モ石炭モ「出テ来ナイ」。

(c) 炭坑夫ハ私的企業人モトニ於テハ、自ラノ事業ニ信念ヲ失ヘル状態ニアリ。炭坑ノ再施設ニ三億磅ノ資本ヲ要スルモ、現在ノ炭坑主ガ存続スル限り、坑夫モ資金モ「出テ来ナイ」。右ハベウケンノ云ハル如ク「國民ノ死生問題」ニ偏ス。

(四) 配電業

時局ノ要請スルトコロニ從ヒ、急遽再建ニ乗出ス為ニハ、其他ノ大公益事業ニモ公的指導必要ニシテ、劃一的ナル料金ニテ全國至ル所ニ電力ヲ供給スル電力計畫遇成ラバ、國民生活ノ一般特ニ農村ヲ勞ヒ付クルニ彼立ツマシ。

(ハ) 配電業ハ今ヤ「急ク者」ニ墮シテハレリ。

(ニ) 輸送ハ混亂状態ニ陥没シアリ。



(二) 忠告的ナルモノ

ロイター通信経済部長ギャンベル氏ハ新内閣ノ成立ト財界ノ動向ニ於テ如ク述ベ、政奉ノ注意ヲ喚起セリ、(同誌ニ、ハセ)

ハ来ル八月十五日ニ國王ノ演説行ハルル筈ニシテ、其レニ依リ

來ルベキ議會ニ於ケル政府ノ政策判明スベク、マタ八月ニハ

改訂豫算發表セラレル筈ニシテ、其レニ依リ新内閣ノ方針ヲ

窺ヒ得ベシ。現在株式市場ハ軟調ヲ呈シ居ルモ、此ハ新内閣

ノ政策ヲ反映シタルモノニアラス、新政策發表前ノ政治的眞

正状態ヲ反映シタルモノト云ヒ得ベシ。

(四) 勞働黨ノ指導スル國有化部門ノ中ニハ炭坑、輸送、電力、製

鐵、銀行等ヲ含ミ居ルモ、此等全部ノ國有化法案が來ルベキ

議會ニ於テ決定セラレ得ルモノトハ考ヘラレズ。蓋シ固下リ

最重要問題タル住宅、社會保障、石炭生産及新豫算等スラ一

國ノ議會ニテハ到底審議困難ナレハナリ。

國有化セラレル企業ニ對スル補償政策ノ不分明ナルコトハ



一時的ニハ凡テノ企業計畫ニ影響ヲ与フベキモ、此ハ一時的  
 ノモノニシテ政府トシテハ能ク限リ公正ナル補償ヲ為スモ  
 ト考ヘラル。蓋シ國有化ノ對象トナル財産ハ富者ノモノニ限  
 ラレズ、政府トシテハ國有化ノ強行ニヨツテ大衆ノ人氣ヲ欠  
 ノノヲ好ム管ナキ故ナリ。

ニ不公正ナル補償ハ、資本ノ所要ナルコトヲ未嘗有シ、且ニ於テ  
 民間投資ヲ若シク尋縮セシムルガ、此ハ勞働階級ニトリテモ  
 最悪ナル結果トナル。

（ホ）高賃金ハ旺盛ナル投資アツテこそ可能ナリ。然ルニ英國ノ此  
 ノ數年間、所要トスル資本額ハ實際ノ供給ヲ遙カニ超過スベキ  
 マ明カナリ。従ツテ投資需要ニハ割當制ヲ採ルコト所要ニシ  
 テ、此ノ爲チヤーナル政府ハ全力ヲ盡シ來レリ。

（ハ）何レニセヨ避ケントセバ避ケ得ベキ資本供給ノ減カラ惹起ス  
 ルコトハ勞働者ニトリ悲劇ニ云フベキナリ。將來當分ノ間ハ  
 大衆ノ投資ノ拡大スルコトハ豫想ヲラレバ



(一) 米價ガニエーティールヲ實施シ投資ヲ専縮セシメ却テ不況ヲ  
拓リノ逆效果ヲ見タルコトハ固知ノ通りナリ。英國勞働黨ノ  
諸領袖ハ決シテ愚カニアラズ。又愚カニナラント欲スルモノ  
ニモアラザルベシ。

(三) 反對的ナルモノ

保守黨ハ概シテ反對的態度ヲ持シ居レリ。

(四) 子ヤイキルノ批判(同電ニヨリハニ)。

今ヤイキル前首相ハ八月十六日下院ニ於テ野党領袖ノ資格ニ  
テ演説ヲ行ヒ、勞働黨執行委員會議長ハロルド、ラスキー教  
授ノ言説ヲ批判スル形ニテ彼並ニ保守黨一般ノ態度ヲ明カニ  
セルガ、ウチ經濟政策ニ関スルモノハ次ノ通り。

(一) 石炭業ノ國有化ハ最低廉ノ價格ニテ豊富ニ供給シ得ルコト  
ヲ條件ニ於テノミ可能ナルコト

(二) 英蘭銀行ノ國有化トインフレーションノ抑制、海外資産問題  
及其ノ他ヲ有效ニ解決シ得ル場合ニ於テノミ可能ナルコト



以上ノニテ強調ス。

(c) 要スルニ、政府施策ハ結果如何ニ依ツテノミ判定ヲ下スベキナリ。

(四) 反對論ニ對スルニ行ノ態度

重要企業國有化ニ對スルニ政府ノ態度ハ次ノ如ク依然強硬ナリ。

(同経ニ〇・八、ニニ)

(a) 八月十七日上院ニテ保守党議院ランカスターハ労働党ハ先ツ試驗的ニ炭坑業ノ國有ヲ實施シ其レニ成功シタル曉ニ於テ他ノ企業ニキヲツクベク、其レ迄ハ諸企業ノ國有化ヲ差控フベキナリト諸企業國有化ニ反對シタルニ對シ、

(b) 國兩尚書グリーンウッドハ、政府ガ一旦國有化計画ニ乗出シタル以上中止シ得ベキモノニアラズ、「炭坑國有化ガ失敗スルト考フルハ保守黨員ノ信奉スル時代遷レノ個人主義的見解ニヨルモノニシテ、政府ハ新ル見解ヲトラズ多年研究ノ結果口有化ノ各當ナルヲ信スルモノナリト反對セリ。



(五)

(ハ) 尚ホ燃料相シノウエルハ近ク固有制度ヘノ過渡期ニ於ケル諸

問題ニ関シ炭坑業者ト會見協議スル模様ナリ。

炭坑業者ノ態度(回經ニウ、九、三)

炭坑業者ハ政府ニ協力的ナリ。

(イ) 英國炭坑業者協會ハ八月三十日內閣ノ炭坑固有化計畫ニ協力

スル旨聲明、右計畫ニ基キ設置セラレバキ運營機關ノ指示ニ

從フバキ旨言明セリ。

(ロ) 尤モ依然民間企業形態ノ方ガ炭坑運營上能率のナリトノ彼等

ノ信念ニハ變リナキ如シ。

(備考) 同協會總裁ワットハ同協會ノ決議事項ヲ左ノ通り發表セリ。

(四) 炭坑經營者ハ個人企業コソ炭坑業ヲ國家ノ利益ニ合致セン

ムル正シキ基礎ナリト信ス。

(三) 併シ今ヤ炭坑固有ヘハ移管立法化行ハルコトナリ、政

府ニ於テモ「炭坑業ハ神像ニ關シテハ公正ニ取扱ハルベシ」



ト聲明シ居レル以上、炭坑主ハ炭坑國有化ニ必要ナル機關  
創設並ニ炭坑ノ軌的基礎カラ新設機關ヘノ移管ニ積極協カ  
スベキナリ。

(C) 移管ノ過渡期ニハ、石油炭生産ノ重要性ニ鑑ミ生産高ヲ低下  
セシメガルヤウ注意ス。

五、國有化産業ニ對スル補償方法 (英蘭銀行ニ付キテハ後述)

此ニ關シ八月三十一日附、タイムズ紙所報左ノ如シ。(同經ニ。九、

一四)

ハ英國労働組合大會ニ提出セラレベキ「企業國有化ノ資金措置ニ  
關スル覺書」ヲ發表セラレタルトコロ、コレニヨルト國有化セラ  
ルル企業ノ評價ノ最良標準トナルベキモノハ其ノ企業ガ維持シ  
得ル合理的純收入ナリトセラレ居レリ。

(四) 今日マデ企業ヲ國有化スル場合ノ補償算定ノ基礎トシテハ、過  
去數ヶ年ノ實際收入ヲ用ヒタルモ、國有化ニ當リテノ補償金ハ



既ニ決定ヲ見タル純収益算定標準ニ依ルヲ可トスベシ。

ハ結算補償金總額ヲ決定スルニ當リテ企業トノ間ニ行ハルベキ交渉ハ、過去數ヶ年ニ於ケル純収益実績ト純収益算定標準トノ關係ヲ中心トセル折衝ニヨルモノトミラル。純収益標準ノ決定ヲ見届ラザル場合ニハ、超過利得税基準ヲ利用スルヲ便宜ト考ヘラレ居レリ。

(二) 現在交通業ハ極メテ高度ノ統制ヲ受ケ居レルモ、収益性決定ニ當リテハ統制繼續ノ可能性ハ念頭ニ殆ドムレテ居ラス、マタ一九三〇年ノ交通企業許可法ニ依ルニ、交通會社が強制的ニ公共當局ノ手ニヨリ買收セラレタル場合ニハ許可ニ依ル独占權ハ評價ノ基礎トセザル旨規定セラレテ居レリ。

(ホ) 何レノ企業ニセヨ買收價格ニハ助成金及企業整備ニヨリ巨額ノ能率ノ向上ハ企メラルベキアラズ。因庫ヨリノ助成金ハ直接ニヒコ、向井ニヒコ何レモ買收價格ヨリ控除スルヲ要スベシ。  
右ノ方法が資産マインス税償却ノ方法ト變ル点ハ、合理的ナ



ル純収益性ヲ計算スルニ當リテ、帳簿價格ニテラズシテ、  
ヲ動シ行ク上ノ實際的ノ價值ヲ考慮スル點ニ在リ。

(ハ) 補償金ハ原則トシテ政府年金公債ノ形ニテ支拂ヲ要スベク、  
政府ハ年々企業資本ノ和ニ相當スル金額ヲ被補償者ニ支拂フ  
如クスルヲ要スベシ。

(備考) 尚ホ補償ニツキテハ前出四ノ(三)参照。



第二章 労働黨 通貨政策

第一 通貨政策ノ前提タル金融機關ノ國有乃至國營化

(一) 一般的原因

- (イ) 國民生活ノ安定ヲ圖ル爲メ通貨統制ヲ實施スル必要ナルコト
- (ロ) 社會主義経済建設ノ爲メ必要ナル最初ノ道程タルベキコト
- (ハ) 即チ私有重要産業ニ對スル社會主義化ハ先ツ其レニ對スル公的支配制度ノ確立ヨリ出發スルヲ要スルガ、該支配制度ノ本質ハ、國庫計畫機關ガ銀行業ニ對スル支配權ヲ掌握スルコトニ在ルコト
- (ニ) 銀行業ニ對スル支配權ヲ掌握スルトキハ、各産業ニ對スル計畫當局ノ支配ハ一層迅速有效ニ行ハルベキコト
- (ホ) 國家ガ銀行ヲ完全ニ其ノ掌中ニ收メサル限り、産業ノ社會化ハ大シテ期待シ得ラレザルコト
- (小) 併シ銀行業ノ棄取りテモ、依然トシテ重要産業ヲ私的所<sub>レ</sub>有及支配スルコト



配 = 委木置リナラハ其ハ無意味ナル故ニ、兩者ヲ相關聯セシム  
ベキコト。

(四) 銀行制度ハ産業制度ノ主人タルニアラズ從僕トナルベキモノナ  
ルコト。

(三) 銀行ト産業トヲ有機的合理的ニ支配スルコトニヨリ有效ナル通  
貨政策ヲ行ヒ得ベキコト。

(二) 貨幣的混乱及不安定カ如何ニ不幸ナル影響ヲ産業、労働及購買  
力ノ上ニ及ボシタルカハ過去ノ經驗ニヨリ明白ナルコト。

(一) 各種金融機關ノ固有乃至國營化ノ理由ニツキテハ後述スベシ。

第二 労働黨ノ通貨政策

(一) 大綱

労働黨年表ノ通貨政策ハコレヲ約言セバ、金本位制ヲ放棄シ、對  
内物價水準ノ安定ヲ第一義トシテ管理通貨ノ採用ニ盡キルコト云カ  
ク得ベシ。



労働黨ハ國民經濟政策ノ目的トシテ、  
生活ノ安定ヲ強調スルガ、其ノ爲ニハ<sup>内</sup>通貨ノ對的價值ノ安

定ヲ圖ルヲ絶對ニ必要ト爲ス。

四 即チ金本位制度ハ通貨ノ對外的價值ノ安定ニハ可ナリ役立テ得  
ルモ、其ノ爲ニハ頗ル高價ナル犠牲ヲ拂ハサルヤカラズ。

五 マタ金本位下ニ於テハ一國信用量及物價水準ハ、國內の經濟狀  
態トハ全ク無關係ニ變動シ、全然自己ノ支配外ニアル外部の勢

力ニ紙弄サレ、何國産業カ最モ信用ヲ渴望シ居ル如キトキニ却  
テ信用ノ收縮ヲ見タリ、スルニ合理アリ。(此ノ反對ノ場合モア

リ)

六 金本位下ノ期間ニ於テハ、世界ノ物價水準ハ、世界ノ金供給量  
ト高品ノ生産高トノ両方面ヨリノ変化ニヨリ大ナル動搖ヲ繰返

スベシ。

七 然ルニ英國ハ一九三一年ヲ最後トシテ此ノ不幸ナル金本位制ヲ

放棄シタリ、從ツテ英國ハ今や自由ナル通貨政策ヲ採リ得ルノ



地位ニアリ。

(一) 然ラハ其ノ通貨政策ハ先ツ第一ニ物價ノ安定ニ重キヲ置ケ如ク  
スヤヤク、又ハ爲替相場ニ重点ヲ置ク如クスベキカ。

一九三一年、年次大会ニ於テ労働党ハ前者ニ賛スル意見ヲ断呼  
トシテモ、( )ニ於テモ相當確乎タルモノト観測  
セラル。

(二) 其ノ理由ハ (*Labour Party: Currency, Banking and Finance, 1934*)

ニ依レバ) 爲替相場ノ動搖ガ産業ニ不利益ヲ及ボスコトヨリモ  
「最近數ケ年ニ於ケル如キ物價低若ヲ尚存續セシムルコトニ  
ヨリ産業ヲ根柢カラ破壊ニ導クコトノ不利益ノ方が一層大ナル  
ベキナリト云フニアリ。

(三) 適當ナル物價水準

(一) 一磅が今日モ六月モ未年モ或ハ十年後ニモ、大抵同一量ノ財貨  
ヲ購入シ得ルヤウ、物價ノ可及的水準ヲ可及的不動ナラシムル  
コト即チ貨幣ニ正テ價値ノ尺度タル本來ノ職能ヲ果サレタルニ



トラ主眼トスベシ。

(四) 斯クテ賃金ノ引上減ハ其ノ他ノ労働者利益ノ増進ヲ見タル場合  
労働者ハ自己ノ生活水準が真ニ向上確保セラレタルコトヲ知り  
得ベシ。商工業者モ現在ノ如ク金融業者ノ利己的利益追求ノ犠  
牲トセララルル水引ニ將來ニ対シテ可成リノ安全ヲ保障セラルベ  
シ。抑吉セノ報酬ヲ受クルハ按機業者ニ非ラズテ、産業家ト  
ナルベシ。コレコリ労働党ノ歡迎スル政策ナリ。

(五) 労働党ハ右ノ如キ状態ヲ指シテ「適當ナル物價水準」*Stable Price level* ト称シ居レリ。

(三) 物價水準安定手帳

(一) 労働党ハ、一部批評者が右ノ如キ「適當ナル物價水準」ヲ維持  
安定セシムルコトハ不可能ナリト論評スルニ對シテ、

(二) 政府が貨幣制度ヲ支配スルコトニ依リテ、一徹物價水準ニ自由  
ニ引上げスハ引下グルコトノ可能ナル、何等疑ヒナク、其レ  
ハ諸國ノ權威アル經濟学者モ等モ認ムル所ナリト 反響ニ居



レリ。(一九三二年十月ノ年次大會報告)。從ツテ物價水準ヲ適  
當ナル水準ニ維持シ安定スルコトモ可能ナリトス。

(四) 如何ナル高サニ於テ物價水準ヲ安定スベキヤ即チ「適當ナル物  
價水準」ト點トハ如何。

此ハ勞働黨が政策ヲ獲得シタル時ニ於ケル經濟情勢ノ物價ノ勞  
働黨が主トシテ考慮シテ決定スベキ問題ナリトス。

(四) 勞働黨が主トシテ考慮スルハ、物價ノ若クハ状態ノ絶對的状態  
不完全ナル事態ヲ排除セントスルニアリ。

(ハ) 故ニ、有害ナルデフレーションノ一部ヲ相殺スル目的ニテ行フ  
リフレーション又ハ統制インフレーション政策コソ、勞働黨ノ  
通債政策ノ本質ナリトセラル。

(五) 外國爲替政策ハ次ノ如シ。

(ハ) 爲替相場ノ大部分ハ枚數ニ基ク日々ノ動搖ハ、政府ノ行動ニヨ  
リ可成的安定セシムベキナリ。

(四) 爲替相場ノ長期ノ變動ハ、英國ノ通債政策ヲ對内物價水準ノ維持



ニ向ケラレザル限リ、英國政府ノミノ行動ニテ阻止シ得ルモノ  
ニアラズ。

(ロ) 蓋シ磅自身ノ購買力ニハ何等変動ナシトシテモ、帛領ノ購買力  
増加センカ、~~ニ~~ 影響ハ早晚両通貨ノ為替相場上ニ現ハレ、磅

一購ヒ得ル帛ハ減タスベシ。

(三) 故ニ外國為替安定ハ、*Monetary, Banking and Finance* (1934)  
レナル問題ナリ。(又 *Labour Party* )

(ニ) スターリング、ブロックハ擴大スベキナリ。

(ホ) 國際的協調ニヨリ右(ロ)ノ目的達成ガ十分確實トナラザル限リ、

勞働黨ハ其ノ對内物價水準安定ニ關スル自由行動ヲ弛棄セザル

ベシ。(以上戦前ノ主張)



第三章 英蘭銀行ノ固有化策

第一 理由

勞働黨ノ年來主張スル理由ヲ要約スレバ次ノ如シ。

(一) 英蘭銀行ノ請職能ハ甚ク広汎ニシテ且ツ何レモ重大ナル公的意義ヲ有シ居レリ。

(二) 英蘭銀行ハ對シテ在野政策ヲ通シテ同團ノ實際外交政策ニ重大ナル影響ヲ及ボシ得。然ルニソノルマン總裁ハ政府ノ方針ニ反對シタル

コト屢々アリギ。

(三) 斯ル重大ナル公的任務ヲ遂行スル機關タルニモ拘ラス、同行ハ政府

否或ハ議會カラ何等ノ取締モ監督命令ヲモ受テ居ラザル純然タル

私的營利機關ナリ。(註一)

(四) 理事、總裁等同行首腦部ノ任命ハ甚ク非合理的ナリ。(註二)

亦同行ハ其ノ採用スル政策ノ意義ヲ公衆説明スルコトナリ、概シテ

秘密主義ヲ固守シ居レリ。(註三)



(ハ) 中央銀行ニ對スル國家の干渉ハ、他國ニ於テハ頗ル普通ノ事實ナ  
ルニ獨リ英國ニ於テハ然ラズ。

(ト) 同行ノ國有化ハ社會主義的國民經濟建設ノ一大前提タリ。

[註] (一) a) 英蘭銀行ハ其レ自身特許狀ヲ有スル私的機關ニシテ、

(イ) 匯カニ、銀行券ノ發行、金及證券準備等ニ關スル若干ノ

裁量及甚ク他二三ノ餘リ重疊ナラザル問題ニ付テノミ議

會ノ法律ニ服スルニ過ギズ。

(ロ) 又同行ノ政策ハ、最モ一般的ナル事項以外ニハ議會ノ批

判ヲ受ケズ、其ノ活動ニ付テモ議會ノ質問ヲ受ケルコト

ナシ。

(註) (註) (二) a) 同行ハ一千四百五十五萬三千磅ノ株式ヲ發行シ居

リ、其等ハ普通ノ株式銀行ノ均合ト同ク、現在約一萬四

千五百人ノ投資家ニ依リ所有セラル。併シ此等株主ハ同

行ノ政策ニハ何等ノ發言權ヲモ有シ居ラス。

如同行ノ政策ハ總數カ理事會 (Court of Directors) ニ



相談シテ専ラ決定ス。

(c) 總裁及副總裁ヲ選任スルハ此ノ理事会ニシテ、彼等マダ純然タル自選團體ナリ。即チ理事ハ事實上彼等自身ニシテ毎年相互ニ互選シ合ヒ、缺員ヲ生ズル場合ニハ彼等ノ好ム人ヲ同ジ階級ノ人々ノ間カラ選出ス。理事ノ多クハ倫敦ノ金融業者ト連繫ヲ有シ居レリ。彼等ハ私的個人ニシテ如何ナル公的當局ニモ責任ヲ負フコトナシ。

(d) 理事会ハ彼等ノ仲間ニ、株式銀行ノ代表者ヤ産業界ノ指導者ヲ入ルルコトナド殆ンド考ヘ居ラス。

(e) 尤モ最近ハ三三ノ産業關係者選任セララルルニ至レリ。例

ハバ、*イニ*ノ鉄道會社社長 *die Terrial Stamp & Smpenal*  
and *Substantional Communicative*、田社長 *die*  
*Real Blackett & Co.*

合併シテ工業上ノ實際的經驗ヲ有スル理事ハ極メテ少數ニシテ、大部分ノ理事ハ今日ニ於テモ、過去ニ於ケルト同



銀、國際金融業者 (International Banker) 及び merchant  
banker 等。

(8) 此等金融業者ノ或者例ハバ Baring Brothers, J. Henry  
Schroder & Co. 等ハ同行理事タルノ世襲的権限ヲ有シ  
居レリ。

(9) 新理事、理事會之ヲ選定スルモ、併シ大体ハ個人的選擇  
ニヨリ決定セラル。

(10) 斯クテ總裁ハ近代のデモクラティック思想ト全リカケ離  
レタル獨裁者ナリ。

(11) 同行ノ理事總裁ハ總裁副總裁ヲモ含メテ二十六名ナルモ  
重シ其ノうち九名ノ理事 (總裁副總裁ヲ含ム) カラナル  
相談會 (The Council of Treasury) ト稱スル内部機關  
ナリ、同會が實際ニ於テハ一切ノ重要政策ヲ決定ス。

(12) 相談會會員ハ一般理事中ヨリ無記名投票ニテ選出サルル  
ガ、同ニメンバーノ姓名ハ決シテ公表セズ。トナリ。



ソノ組織ハ全ク中世的ナリ。

第三、國有化方法

一情報

(一) 英蘭銀行國有化案ト銀行株相場ニツキス。グエンスカ、ダイト、グ、ブ  
ラデツト紙ノ報ズルトコロ左ノ如シ。(同誌ニワ、九、七)

ハ英蘭銀行國有化ニツキテハ政府ハ同一ノトコロ決定ナル具件  
備フ有シ。居ラザルモ近ク決定セララルベシ。

(四) 同下ノトコロニテハ、英蘭銀行株式保有者ヨリ政府ノ手ニ右株  
式ヲ移ストイフ比較的簡單ナル措置講ゼラルルモノト看ララル。

ハ斯クテ同行ハ今後依然株式会社形態ヲモツテ運営セラルベキモ  
今後 國有化唯一ノ株主ナリ。

(二) 株主ニ對シテ補償金額ニツキテモ種々論議ヲ存スル。大體勞  
働党ハ閣成以前ノ平均相場ニ基ク補償金ノ支拂トナルベシ。



(ホ) 總選舉直前ノ五月十八日ヨリノ相場ノ足取り左ノ如シ。

(一) 英蘭銀行株式相場

五月十八日 (選舉直前) 三八六・六

七月二十六日 (選舉ノ結果發表) 三七八

八月二日 三六〇

(二) 普通銀行株式相場

五月十八日以來八月二日迄ニ大幅低落セルコト左ノ如シ。

バタレイ銀行株 四〇〇

五月十八日 七八・六 六二・三 九三・九

八月二日 七一・六 五五・六 六七・六

ナショナル・フロンティア銀行株 四五・五

三月十八日 七八・〇 八五・三

八月二日 六九・六 八三・九

(三) 新ラ九月十五日國有化法案下院ニ提出セラレタルトヨリ 倫敦

三十日迄 (BBC) 電ハ之ニツキ左ノ如クシタリ (商會一〇三)



(山) 政府ハ英蘭銀行ノ國有化ニ愈々乘出シタル模様ニシテ、現在千四百五十五萬三千磅ニ上ル同行資本金ヲ政府ノ手ニ移サントシ居レリ。

(四) 而シテ同行株式買収ノ爲五千八百二十一萬三千磅ニ上ル公債發行ヲ爲スモノノ如シ。

三、「英蘭銀行國有化ニ關スル首相ノ覺書及附則」  
ベルンヨリ十一月二日着電ハ右覺書及附則ノ概要ヲ以下ノ如ク報ジ來レリ。

英蘭銀行國有化法案ニ關スル英國首相ノ覺書

A 覺書

(山) 覺書ハ議ノ大カク條ヨリ成リ法案ノ趣旨ヲ説明ス。

(一) 現在ノ英蘭銀行資本金ヲ大蔵省名義ニ移スコト。

(二) 銀行ノ職員ニ十六名ノ理事ノ國王ニ依ル任命事會ノ提議

(三) 大蔵省ヲシテ銀行ノ協議ヲ經タル後銀行ニ指令ヲ與フルヲ得

ハルコトヲシ



(d) 英蘭銀行ヲシテ銀行業者ヨリ情報ノ提供方ヲ要求シ又銀行業者ニ對シ勸告ヲ為シ又大藏省ノ承認アル場合銀行業者ニ對シ指令ヲ發スルヲ得シムルコト。

(ロ) 英蘭銀行ノ構成ヲ變更シ夫ニ關係アル特許及條例ヲ變更スルコト。

(ハ) 英蘭銀行株式保有者ハ株式ノ代リトシテ三分利付政府公債額面高ヲ受取ルコト、株式保有者ニ對シテ發行セラルベキ公債額ハ其ノ年利息が一四五三年三月三十一日ニ終ル二十年間ノ平均總配當額ト等シキヤウニスルコト、現在ノ資本總額ハ一千四百五十五萬三千磅ニシテ二十年間ノ平均總配當ハ一三%ナリ。株式ト引換ニ發行セラルベキ政府公債額面高ハ五千八百二十一萬二千磅ニ達スヤシ。

(ニ) 右公債ハ一九六六年四月五日以後ニ發行面ニテ償還スルヲ得。但シ右償還ハ永久的ナルモノトス。大藏省ハ償還ノ為ニ借入ヲ爲スコトヲ得。



(ホ) 本銀行ハ英蘭銀行株配當金ノ代リトシテ、發行セラレタル政府公債額ニ對スル年三分ノ利子ノ半年分トシテ約八十七萬三千磅ノ協定金額ヲ半年毎ニ大藏省ニ支拂フモノトス。

(B) 附則

(イ) 后政府公債ノ元利ハ國庫ヨリ支拂ハレ、國庫ハ政府公債取扱費トシテ協定セラレタル金額ヲ英蘭銀行及愛蘭銀行ニ支拂フモノトス。利子ノ支拂ハ四月五日又ハ十月五日及指定期日以後ノ最初ノ支拂期日ニ之ヲ行ハ。利子ハ一八七〇年ノ國債條例規定ニ準據シ國債費ノ永久的負擔トス。

本銀行が英蘭銀行株配當ノ代リトシテ大藏省ニ支拂フ金額ハ大藏大臣ニ支拂ヒ大藏省ハ國債費ヨリ支拂フベキ利子ノ支拂ニ之ヲ當當スル得

本銀行ノ收益ニ所得税ヲ課スル場合右ノ如キ支拂金額ハ控除トシテ認め。



(山) 理事會ニ關スル補則

總裁及副總裁ノ任期ハ五年トシ理事ノ任期ハ四年トス。

國會議員又ハ政府官吏ハ總裁又ハ副總裁トナルヲ得ズ。

專任理事ハ四名ヲ越ユルヲ得ズ。

(ハ) 英蘭銀行關係諸條例廢止ニ關スル規定。(以上)

ヒュー・ダルトン博士(現藏相)ノ從來ノ主張

労働黨内ニ在リテ從來同黨ノ財政金融政策ヲ担當シ居タリシヒュー

・ダルトン博士ノ從來ノ主張(一九三二年労働黨年次大會ニ於

テ決議シタル英蘭銀行國有化案)ハ要旨次ノ如ク。上記ノ首相ノ

覺書内容ト大体符合シ居レルハ注目スベキナリ。

(イ) 英蘭銀行ヲ公的所有及支配ニ置ク爲、同行總裁ハ、金融ニ責任

アル内閣大臣ノ推シテニ基キ國三ニ於テ任命スベク、且以金融政

策ノ大綱ニ對テハ該大臣ノ一徹的監督命令ニ服セシムベシ。(但

シ同行ノ日常事務ハ總裁其ノ他ノ行員カ從來通り行フ)。

(ロ) 英蘭銀行政策ヲ決定スル責任大臣及部省ハ、大藏大臣及大藏省



トス。而シテ社會主義金融政策ノ新機能ヲ果ス爲ニ、別個ノ金融大臣ヲ設クベキヤ否ヤハ考慮スベキ問題ナリ。

(ハ) 兵衛銀行總裁ノ任期ハ五ケ年トスベキ。ノルマン氏カ一九二〇年以來引續キテ總裁ノ地位ニ在ルコトハ、彼ノ個人ノ元勳ニ

關シテ爲サレタル種々ナル批判トハ別ニ、確カニ長キニ過カ、理事會ノ組織及権限ヲ改正スベシ。理事モ五ケ年程ノ短期ヲ以テ毎年若干名ヲ循環的ニ更迭セラレルヤウ政府ニ於テ任命スベシ。再任ヲ妨グズ。

(イ) 理事ハ現在ヨリ一層廣汎ナル經驗ト利益トラ代表スルモノトス。従来ノ如クシテイローマー・クワン・ト・バンカトカラ專ラ選出スル慣習ヲ廢止ス。理事二十六名ハ多キニ過ク、コレヲ減ス。

(ロ) 理事會ハ命令機關タルコトヲ廢シ、總裁及政府ノ諮問機關トス。副總裁一名、副總裁補二名ヲ置キ、其ノ任期ハ總裁ト同様短期間トス。

(ハ) 同行役員ノ補充方法ヲ改ム。下級役員ノ選拔命令ヲ勇カラシメ

解ノモノトス



新行員ハ或可ク普通文書試験ヲ通過シテ採用ス。更ニ又英蘭銀行  
大藏省ニ融指(將來設置スルヤモ知レズ)及新設金融機關(預金銀行ヲ國有化スル場合設置サルル Banking Corporation  
及長期金融ヲ司ル National Investment Board )

スタツフトノ間ニハ、可成リノスタツフ交換ヲ行フヲ可トス。

(4) 現任同行株主ノ有ル名同上ノ支配権及所有株式ヲ國有ニ移ス。

其ノ代償トシテ確率利付公債ヲ交付ス。

(5) 同行ハ從來ノ如ク其ノ経営カラ相當ノ剩餘金ヲ擧グルヲ得ベシ

該剩餘金ハ同行總裁ニ諮問シ、政府ノ決定スル割合ニ依リテ

(a) 一部ハ右株主交付公債償還ノ爲

(b) 一部ハ同行資産増加ノ爲

(c) 一部ハ國庫收入ノ爲

採用ス。

年月、経過スルニツレ、公債所有者ニ対スル償還金減少スルト

共ニ、同行ノ資産若増シ、又大藏省ハ同行ノ經營力ヲ益



得ルニ至ルヤシ。

- (ア) 新大陸銀行ハ今日以上ニ美國金融制度ノ區抽トナルヤシ。又同銀行ハ他金融機關ニ對シテ爲サレル支配ハ一現江既ニ金融的邊境ト暗黙ノ協約トヲ遺ジテ可成ノ程度ニ於テ實行サレ居ルモノ有他核ハ支配制度ハ一層強化シ且ツ規則的ナレモノトスベシ。
- (イ) 市中銀行、手形引受業者及其ノ他金融機關ハ困難ニ遭遇スル場合ニハ同行ノ援助ヲ求ムルヲ常トシ居レド、平時ニ於テハ同行カラ何等ノ監督及支配ヲ受ケ居ラズ。斯ル慣習ヲ廢止ス。
- (ウ) 更ニ一九三一年マクミラン委員会(一九三九年藏相任命)ノ勸告セル如ク、英蘭銀行、株式銀行、引受業者、英國ノ海外銀行英國内ノ外國銀行、其ノ他一般金融機關カラノ金融活動ニ關スル統計其ノ他ノ報告ヲ、從來ヨリモ一層多ク做スベシ、且ツ同行ハ此等報告ノ大部分ヲ適當ナル形式ニテ公表スベシ。



第三 批判

以上 如クノ前ノ覺書内容ハ、タルトン博士案ト多ク符合シ居レリトコロ、之ニ對スル批判ヲ見ルニ、論議ノ集中セルハ主トシテ國有英蘭銀行ノ市中銀行ニ對スル情報、勸告及指令等ニ關スル新権限（統制権）ニシテ同権限ノ濫用最モ警戒セラレ居レリ。然ルトコロ、同権限ハタルトン博士等ノ最モ重要視シタルトコロナリ。（尚ホタルトン博士ノ金融的感覚ヲ疑フ者モアリ。

一 エコノミスト誌（十月十三日號）ノ論評

（一） 蔵相タルトンノ言明セル如ク株式組織銀行間ノ關係調整ニ關スル條項ハ銀行法案中最モ論議多キ處ナリ。

（二） 一九四六年ノ中央銀行ハ一九四五年ノ大ト著シキ差違ナリ組合銀行トノ關係ニ於テモサンタル差ナカルベシ。

（三） 高き銀行ニ對スル情報及勸告ニ關スル新権限ハ政府が産出スル要求ト銀行制度トヲ調和センムル點ノ手懸タルハ明ラカナリ。政府ハ

當面商業銀行ノ業務内容ニ關シ更ニクタクノ情報ヲ得ルニ努メヨリ



アル模様ナリ。然リトスレバ政府が此ノ新権限ヲ賦ニ行使シテ其ノ結果ヲ可能ナル場合ニ於テ公衆ニシテコトヲ希望シ居レルハ明カナリ。然レドモ于テ権限ハ濫用ニ陥ル惧レアリ。之ヲ防止スル爲ニハ此ノ問題ニ関スルイニシテアテウラ凡テ中央銀行總裁ニ與フルヲ所要トスベシ。

(二)

此ノ點が激シキ討議ノ對象トナルコトハ明ラカナルが、該権限ハ銀行固有化ニ當然附随スルモノナルコトハ否定シ得ザルベシ。組合銀行ハ此ノ點ニ関シ既ニ諒解済ニテ蔵相ニ銀行界カ協力ヲ與フベキ旨保証セリ。此ノ趣ヲテ徹底的且影響甚大ナル條文ニ関シテハ及對アルベキモ、右條項が既成ノ軍艦ノ改文化以上ノモノタルヤ否ヤハ疑問ノ餘地アリ。

(ホ)

中央銀行ヨリノ要求ハシテ筋ニテモ殊ニテ無視サレ居ラス。金融統制ノ組織ハ夫ノ基礎トスル不支ノ疑例ハハ株式組織銀行ハ一。又、現金準備ヲ有スベシト言フガ如キ規定ヲ取扱ノテ假トシテ能シ行サル場合ハ崩壊スベシ。



ハ、銀行固有の法案ニ依リ何等重要ナル變化ハ生ゼズ、基本的問題ハ  
依然トシテ残レリ。

即チ政府ハ何故ニ本質ヲ注意深ク斟酌トセル法案ヲ提出スルカ、

何故ニ斯クノ如クハナル變革ノ提案ニ甘ズルカト言フコトナリ

ト重要ナル点ハ何等變更セザルヨウ法案ニ於テ細心ノ注意ヲ拂ヘル

コトコソ、閣僚カ白党ノ行ヘル英蘭銀行ニ對スル批難ヲ與ナリト

考ヘ居ラザルコトノ最良ノ證據ナリ。該法案ハ黨ノ主義ノ祭壇ニ

供ヘラレリタル兼徴的犧牲ニシテ、現實ニ觸ルルヲ意圖セルモノニ

非ズト結論シ得ベシ。

ニ、金融界ノ批判 (ファイナンシャル・タイムズ紙十月十二日號)

ハ、銀行界及保守派ノ批判ハ固有銀行ニ對シ也、諸銀行ニ對スル廣汎

ナル指導権限ヲ賦與セントスル銀行固有化法案第四條ニ集中セザラ

タリ。

ハ、現在ノ政府ノ態度ニ表裏アリトハ一般ハ感ジ居ラザルモ、シテ



銀行界が英蘭銀行法草案四條第三項ノ意味スル處ニ多ク大ノ不安ヲ感シ居ルハ疑ヒナキ處ナリ。

(イ) 此ノ條項ハ政府ニ頗ル反感ナル權限ヲ賦與スルモノニシテ、右ノ權限ハ行使宜シキヲ得ル場合何等懸念ノ要ナキモ、金融的點ヲ失ヘル藏相ガ之ヲ結論迄推シ進ムル場合ハ幣害ノミヲ生ズベシ。

(ニ) 昨日銀行界ノ大多數ハ之ハ行過ギナリトスル意見ニ強ク傾ケリ。

彼等ノ見解ニ依レバ英蘭銀行ハ多年金融問題ニ関シ忠告シ時ニハ指導ヲ付ヘ行フ習慣アリシハ事實ナルモ其ノ遣方ト精神トハ、英

蘭銀行總裁ガ儘々大藏省ガ命令スルトキニ於テ勞働党ノ指名ニ係ルモノナル場合止マズキ事態トハ全然異ルモノナリ。

(ホ) 或ル方面ニテハ此ノ條文ハゲシユクヲポ的方法ノ弊ノ及ナリト主張スルモノアルモ、中央政府ハ夙ニ最モ優秀ナル謀報組織ヲ有シ

居リタルコトヲ此ノ點ニ關シ指摘シ置クベシ。豫想セザル先驗ハ此ノ懸念ノ不謹慎ナル行徑ナリ。今後該法案通過後ハ金融的諸

措置ハ大藏省ニ依リテ決定セラレ請銀行ニ對スル其ノ勅告ノ事實



上 法案が法トナレルが故ニ、實施セラレサルベカラザル命令ト  
ナルベシト論スルモノアリ。

三、金融界ノ反響 (十月十二日付タイムズ紙)

(イ) 銀行株場上條件ハ夫が後ニ他ノ諸産業ニ對シテ採ラルベキ基準ト  
大ナル關係ヲ有セズトスルモ、トニカク此ノ最初ノ國有化法案ニ  
於テ合理的補償ノ原則ニ付單ナル空約束ニ非サリシハ多トスベキ  
ナリトノ印象一徹ニアルモノノ如シ。

(ロ) 然レドモ昨日最モ議論ノ集中セルハ、英蘭銀行ノ民間株式保有者  
ニ對スル補償條件ニハ非スルテ株式組織銀行トノ關係調整ニ關ス  
ル諸規定ナリ。

(ハ) 該法案ハ中央銀行ニ對シ、大藏省ノ権限ニ基キ、大藏省が命令  
ニ依リテ銀行業有トシテ宣言スルモノニ、對シ指令ヲ發スル權限  
ヲ撤與セントスルモノナルガ、右ノ權限ノ性質廣汎ナルハ少カ  
ラザル危險ヲ生ゼシメタリ。



(b) 從來英蘭銀行ハシテ、諸銀行ニ對シ、單ナルシテ、銀行ト  
云フ立場以上ノ境地ヨリ諸種ノ行為ヲ控フルヨウ要求シ、シテ

諸銀行ハ他ノ束縛ヲ候タズ唯敬意ノミヨリ之ヲ遵奉セルニ  
シテ、諸銀行ト同様ノ責任ヲ感セザルシテ、以外ノ銀行ハ反對

ノ行為ニ出アタルコトセカラズ。

(c) 但シ前述ノ例ハ必ずシモ今回ノ権限トハ同ジカラズ。然ラズン

ハ夫ハ右ノ如キ要求ヲ夫ガ身當ナリヤ否ヤラ問ハズ法文ニ依リ

強制力ヲ有セシメントスルモノトナルベク、又ハサモナクハ法

律ノ手續ノ發動ニ要求ガ先行スルモノトナラバ、法

(d) 昨日ノ議論ニ依レバ、イヤシクモ法文的背景ガ決母ナラバ、法

案ノ要求スル設備権限ノ使用ヲ嚴格ニ規定スベキナリ。之ヲ事

前ニ爲スハ容易ナラザルベキモ、違犯者ヲ起訴スルニ先立テ、

要求ノ身當性ニ付議會ノ確認ヲ經サルヨウ何等カノ手段ヲ講ス

ベキナリ。

法案ノ此等ノ條項ハ右ノ如キ要求ニ關スル衆議權ヲ中央銀行ノ



手中ニ委ヌルモノコシテ、之ハ公益ノ解散ヲ安ンジテ現在ノ總  
裁ノ手中ニ託シ得ヤント信賴セルモノナリ。  
(七) サレド源如トシテハ斯ル權限ハ濫用ニ對シ明確ナル保護措置ヲ  
設ケルコトナリシテ許スベキニ非ズ。實際ニ於テハ銀行業者ハ  
彼等が戰時中銀行ヲ通ジテ大藏省ノ指示スル國家ノ利益ニ添フ  
政策ヲ形成スルニ如何ヤ。從順ナリシカバ政府當局モ認ムル處  
ナレバ此ノ點ノミニテモ今後不當ニ迫害サルルコトハナカルベ  
シトノ自信ヲ有シ居レリ。